

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【公開番号】特開2018-92645(P2018-92645A)

【公開日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2018-022

【出願番号】特願2018-11690(P2018-11690)

【国際特許分類】

G 06 F 21/31 (2013.01)

【F I】

G 06 F 21/31

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月15日(2018.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザ所有のユーザ機器(UE)、サービスプロバイダ(SP)、少なくとも1つのアイデンティティプロバイダ(IDP)、およびクライアントエージェントを備えたシステムにおいて、

第1の認証エージェントをトリガして、前記UEの前記ユーザに関連付けられた第1のファクタの第1の認証を実行するステップであって、前記第1のファクタの前記第1の認証は第1のチケットをもたらす、ステップと、

前記第1のファクタの前記認証が成功した場合、前記第1のチケットを受信するステップと、

前記第1のチケットを受信するステップの後に、第2の認証エージェントをトリガして、前記UEの汎用ブートストラッピングアーキテクチャ(GBA)認証を実行するステップと、

前記GBA認証に関連付けられた応答を受信するステップであって、前記応答はパラメータを含む、ステップと、

前記パラメータに基づいてパスワードを生成するステップと、

前記第1のチケットが前記GBA認証を前記第1の認証にバインドするために利用されるように、前記第1のチケットおよび前記パスワードを前記少なくとも1つのIDPに送信するステップと、

を含む、方法。

【請求項2】

前記第1の認証および前記GBA認証が成功したかどうかを表示しているメッセージを受信するステップと、

前記第1の認証および前記GBA認証が成功した場合、前記SPによって提供されるサービスにアクセスするステップと、

をさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第2の認証エージェントは、前記クライアントエージェントと前記UEとの間で確立されたローカルリンク上でトリガされる、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記第1の認証エージェントは、前記SPと同じ場所に配置される、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記第2の認証エージェントは、前記UE上に配置される、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記第2の認証エージェントおよび前記クライアントエージェントは、前記UE上に配置される、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記第2の認証エージェントおよび前記クライアントエージェントは、互いに異なるそれぞのデバイス上に配置される、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記第1のチケットおよび前記パスワードを送信するステップは、ユーザ名フィールド内に前記第1のチケットを含み、HTMLリクエストのパスワードフィールド内に前記パラメータを含むHTTP Getリクエストを送信するステップを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項9】

ユーザ所有のユーザ機器(UE)、サービスプロバイダ(SP)、少なくとも1つのアイデンティティプロバイダ(IDP)、およびクライアントエージェントを備えたシステムにおいて、

第1の認証エージェントをトリガして、前記UEの前記ユーザに関連付けられた第1のファクタの第1の認証を実行するステップであって、前記第1のファクタの前記第1の認証は第1のチケットをもたらす、ステップと、

前記第1のチケットを受信するステップと、

前記第1のチケットを受信するステップの後に、メッセージを送信して、第2の認証エージェントをトリガする、前記UEの汎用ブートストラッピングアーキテクチャ(GBA)認証を実行するステップであって、前記メッセージは、前記GBA認証を前記第1の認証にバインドするために利用されるようにする前記第1のチケットを含む、ステップと、

前記UEの前記GBA認証に関連付けられた応答を受信するステップであって、前記応答は少なくとも1つのパラメータを含む、ステップと、

前記第1のチケットおよび前記少なくとも1つのパラメータを前記少なくとも1つのIDPに送信するステップと、

前記第1のチケットおよび前記少なくとも1つのパラメータに応答して、前記第1の認証および前記UEの前記GBA認証が成功したかどうかを表示する結果を受信するステップと、

を含む、方法。

【請求項10】

前記第2の認証エージェントは、前記クライアントエージェントと前記UEとの間で確立されたローカルリンク上でトリガされる、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記第1の認証エージェントは、前記SPと同じ場所に配置される、請求項9に記載の方法。

【請求項12】

前記第2の認証エージェントは、前記UE上に配置される、請求項9に記載の方法。

【請求項13】

前記第2の認証エージェントおよび前記クライアントエージェントは、前記UE上に配置される、請求項9に記載の方法。

【請求項14】

前記第2の認証エージェントおよび前記クライアントエージェントは、互いに異なるそれぞのデバイス上に配置される、請求項9に記載の方法。

【請求項 15】

前記少なくとも1つのパラメータは、ノンスから導き出される、請求項9に記載の方法。
。